

改正	昭和63年6月15日規則第79号	昭和63年11月7日規則第107号
	平成元年3月31日規則第68号	平成4年8月7日規則第77号
	平成7年6月1日規則第41号	平成9年3月28日規則第8号
	平成9年5月31日規則第97号	平成15年5月30日規則第67号
	平成16年12月28日規則第136号	平成17年3月4日規則第2号
	平成18年3月31日規則第50号	平成22年3月24日規則第17号
	平成22年3月31日規則第45号	平成26年12月24日規則第91号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録の申請)

第2条 条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日前30日までに申請書を提出しなければならない。

(申請書の様式及び添付書類)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第3条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、条例第6条第2項において準用される場合にあつては、変更に係るものに限る。

- (1) 申請者が条例第5条第1項第4号から第9号までのいずれにも該当しない者である旨の別記第2号様式による誓約書
- (2) 事業所ごとに備えられた第6条に規定する器具に係る別記第3号様式による器具明細書
- (3) 事業所ごとに設置される浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し及び住民票の抄本
- (4) 申請者の住民票の抄本（法人にあつては、登記事項証明書）

一部改正〔平成17年規則2号〕

(登録簿の様式等)

第4条 条例第4条第1項に規定する登録簿は、別記第4号様式によるものとする。

2 知事は、条例第4条第2項の規定により条例第2条第1項又は第3項の登録した旨の通知をするときは、これに併せて別記第5号様式の浄化槽保守点検業者登録証を申請者に交付するものとする。

(登録簿の閲覧)

第5条 条例第4条第3項の規定により登録簿を一般の閲覧に供する場所は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課とする。

2 登録簿の閲覧時間は、午前9時30分から午後4時までとする。

3 次の各号に掲げる日は、登録簿を閲覧することができない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

4 登録簿を閲覧する者は、登録簿の管理に当たる職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

5 知事は、登録簿を閲覧する者が前項の規定に違反したとき又は登録の実施上支障が生ずると認めるときは、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

一部改正〔昭和63年規則79号・平成4年77号・7年41号・9年97号・15年67号・18年50号・22年45号〕

(器具)

第6条 条例第5条第1項第3号の規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) 温度計
- (2) 透視度計
- (3) 溶存酸素測定器具
- (4) 水素イオン濃度指数測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具
- (6) 残留塩素測定器具
- (7) 汚泥沈殿試験器具
- (8) スカム厚及び汚泥厚測定器具
- (9) 水準器

(変更の届出)

第7条 条例第6条第1項の規定による変更の届出は、別記第6号様式の届出書によるものとする。

(廃業等の届出)

第8条 条例第6条第3項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合とし、規則で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 浄化槽保守点検の業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は法人の役員
- (2) 死亡した場合 その相続人
- (3) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (4) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (5) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

2 条例第6条第3項の規定による届出は、別記第7号様式の届出書によるものとする。

一部改正〔平成16年規則136号〕

(業務区域を記載した書面の様式等)

第9条 条例第8条第1項第1号に規定する浄化槽の保守点検の業務を行おうとする区域に係る市町村の名称を記載した書面は、別記第8号様式によるものとする。

2 前項の書面は、浄化槽の保守点検の業務を行おうとする市町村ごとに作成し、当該市町村を所管する総合振興局長又は振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成9年規則97号・22年45号〕

(身分証明書の様式)

第10条 条例第8条第1項第4号の規則で定める身分証明書は、別記第9号様式によるものとする。

(標識の記載事項等)

第11条 条例第8条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録有効期間
- (3) 浄化槽管理士の氏名

2 条例第8条第1項第5号に規定する標識は、別記第10号様式によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第12条 条例第8条第1項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 浄化槽の処理方式及び処理能力
- (4) 浄化槽製造業者又は浄化槽を設計した者の氏名若しくは名称及び住所
- (5) 浄化槽の型式の認定番号
- (6) 浄化槽工事業者の氏名又は名称及び住所
- (7) 浄化槽の保守点検の委託契約年月日
- (8) 担当浄化槽管理士の氏名
- (9) 浄化槽清掃業者との連絡事項

2 条例第8条第1項第6号の規定により浄化槽保守点検業者が備える帳簿は、浄化槽の保守点検の業務を受託した浄化槽ごとに作成しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、前項の帳簿を委託契約終了時に閉鎖するものとし、閉鎖後3年間保存しなければならない。

(立入検査職員の身分証明書の様式)

第13条 条例第10条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記第11号様式によるものとする。

(権限の委任)

第14条 条例第8条第2項の規定による遵守命令に関する事務並びに第10条の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務は、総合振興局長及び振興局長に委任する。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

一部改正〔平成9年規則97号・22年45号〕

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年6月15日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年11月7日規則第107号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則 (平成元年3月31日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年8月7日規則第77号)

この規則は、平成4年8月15日から施行する。

附 則 (平成7年6月1日規則第41号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日規則第8号)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成9年5月31日までの間使用することを妨げない。

附 則 (平成9年5月31日規則第97号)

1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づく証明書は、この規則による改正後の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定に基づく証明書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、平成9年7月31日までの間使用することを妨げない。

附 則 (平成15年5月30日規則第67号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日規則第136号)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成17年3月4日規則第2号）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成18年3月31日規則第50号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成26年12月24日規則第91号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に公布されているこの規則による改正前の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第5号様式の登録済通知書は、この規則による改正後の北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則別記第5号様式の浄化槽保守点検業者登録証とみなす。

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 （法人にあつては、名称）[㊟]
及び代表者の氏名

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項（第3項）の規定により、
浄化槽保守点検業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登録の種類	新規・更新	※登録番号	北海道知事登録浄保 第 号		
		※登録年月日	年 月 日		
申請時において既に受けている登録		登録番号	北海道知事登録浄保 第 号		
		登録年月日	年 月 日		
事業所の名称及び所在地並びに当該事業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の番号					
事業所			浄化槽管理士		
名称	所在地	電話番号	氏名	免状番号	
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名					
氏名	役名	氏名	役名		

注1 ※印のある欄には、記載しないこと。

2 「新規・更新」については、不要のものを消すこと。

3 「事業所」欄と「浄化槽管理士」欄は、それぞれ対応させて記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

北海道知事 様

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第4号から第9号までの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請者 ㊟

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式（第3条関係）

器 具 明 細 書

器 具 の 種 類	測 定 方 法	事 業 所 の 名 称		
		名 称	仕 様	数 量
温度計				
透視度計				
溶存酸素測定器具				
水素イオン濃度指数測定器具				
塩素イオン濃度測定器具				
残留塩素測定器具				
汚泥沈殿試験器具				
スカム厚測定器具				
汚泥厚測定器具				
水準器				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第4号様式（第4条関係）

北海道浄化槽保守点検業者登録簿

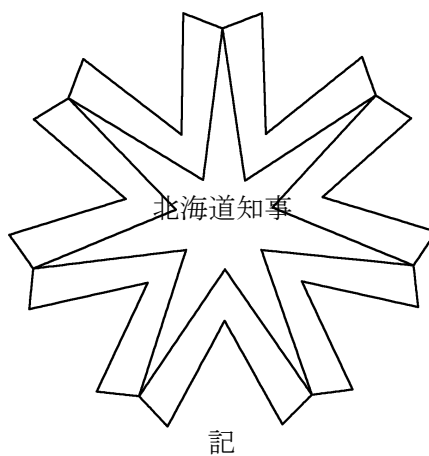
登録番号	北海道知事登録 浄保第 号	登録年月日	年 月 日
		有効期間満了日	年 月 日
氏名又は名称		法人にあつては 代表者の氏名	
住 所	郵便番号		
	電話番号		
事 業 所		浄 化 槽 管 理 士	
名 称	所 在 地 電 話 番 号	氏 名	免 状 番 号
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）			
氏 名	役 名	氏 名	役 名

別記第5号様式（第4条関係）

浄化槽保守点検業者登録証

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項（第3項）の登録を受けた者であることを証します。

年 月 日



印

氏名又は名称

登録番号 北海道知事登録浄保 第 号

登録年月日 年 月 日

登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

別記第6号様式（第7条関係）

浄化槽保守点検業登録申請書記載事項変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 （法人にあつては、名称）[㊟]
及び代表者の氏名

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	北海道知事登録浄保 第 号	
登録年月日	年 月 日	
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第7号様式（第8条関係）

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名 ㊟

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業等をした浄化槽 保守点検業者	登録番号	北海道知事登録浄保 第 号
	登録年月日	年 月 日
	氏名又は名称	
廃業等年月日	年 月 日	
廃業等の事由		
廃業等をした浄化槽 保守点検業者との関係	本人 役員 相続人 役員であった者 破産管財人 清算人	

注1 「廃業等をした浄化槽保守点検業者との関係」欄は、該当部分を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第8号様式（第9条関係）

業 務 区 域 書

年 月 日

北海道知事 様

（ 総合振興局長（振興局長）経由）

浄化槽保守点検業者 住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊦

電話番号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり提出します。

登録番号	北海道知事登録浄保 第 号
登録年月日	年 月 日
業務を行おうとする市町村名	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第9号様式（第10条関係）

9センチメートル
(表面)

第 号 身 分 証 明 書

フリ ガナ
氏 名

年 月 日生

(写真欄)

浄化槽管理士免状番号

上記の者は、浄化槽の保守点検の業務に
従事する者であることを証明します。

年 月 日

交付責任者
の 割 印

浄化槽保守点検業者の氏名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

6センチメートル

(裏面)

浄化槽保守点検業者登録番号	登 録 年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

別記第10号様式（第11条関係）

40センチメートル以上	
浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	北海道知事登録浄保 第 号
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
浄化槽管理士の氏名	
35センチメートル以上	

注 浄化槽管理士の氏名は、標識を掲示する事業所に設置される浄化槽管理士の氏名とすること。

別記第11号様式（第13条関係）

9センチメートル	
（表面）	
第	号
所属	
氏名	
年 月 日生	
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する	
条例第10条第3項の立入検査員証	
年 月 日	
北海道知事	
印	

（裏面）

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例抜粋 （報告徴収、立入検査等）
第10条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対してその業務に関し必要な報告を求めることができる。
2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、浄化槽保守点検業者の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（罰則）
第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
（1） 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
（2） 第10条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。